

諮問日：令和2年12月16日（令和2年度（最情）諮問第27号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（最情）答申第60号）

件名：新型コロナウイルスを含む感染症対策についての文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法における新型コロナウイルスを含む感染症対策についての文書（下級裁判に出した文書や，政府や民間・個人から御庁に出され，内部処理された文書）」の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載1から15までの各文書を対象文書として特定し，そのうち同7から15までの各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）について，苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和2年10月26日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

投書内容について全て不開示となっているが，意見・見解を確認し，裁判所執務（新型コロナ対応）を検証し，さらなる改善の為の意見提言を申出人が示す目的をもって，開示を求めるものである。なお，個人名については開示を求めない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書について，一部不開示とした部分には，投書の提出者に関する

情報（氏名又は名称，連絡先等），最高裁判所以外のあて名，標題，投書の本文等が記載されている。

このうち，個人から提出された投書に関するものについては，これらの記載が一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当し，同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。そして，投書のあて名，標題や本文等については，当該個人の意見表明や要望等の内容が記載され，あるいはこれらを推知させることから，個人識別部分である氏名等の記載を除いたとしても，なお公にすると当該個人の権利利益を害するおそれがあり，部分開示することも相当でない。

また，本件対象文書のうち法人その他の団体（以下「法人等」という。）から提出された投書に関するものについては，不開示とした部分が公になると，当該法人等が最高裁判所に対してした意見表明や要望等の内容が明らかとなり，あるいはこれらを推知させることから，公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報といえ，法5条2号イに規定する不開示情報に相当する。

よって，本件対象文書について，投書内容も含めて一部不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 令和2年12月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和3年2月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年3月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は，本件対象文書に関し，投書の内容について全て不開示となっ

ているが、意見・見解を確認するために開示を求める旨主張する。

見分の結果によれば、本件対象文書は、新型コロナウイルス感染症への対応に関して、特定人や特定の団体から最高裁判所宛てに提出された投書に係る供覧票（当該投書が添付されているもの）及び同投書の処理等について記載された文書である。そして、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分には、裁判所職員の印影及び内線番号のほか、投書の提出者である特定人の氏名又は特定の団体の名称及び連絡先、最高裁判所以外のあて名並びに投書の標題及び本文等が記載されていることが認められる（以下、本件対象文書のうち、印影及び内線番号を除き、原判断において不開示とされた部分を「本件不開示部分」という。）。

本件不開示部分のうち、特定人から提出された投書に係る記載に関しては、当該特定人についての法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情は認められない。そして、本件不開示部分の記載内容を踏まえて検討すると、個人識別部分に当たる特定人の氏名や連絡先を除いたとしても、最高裁判所以外のあて名、投書の標題や本文等が公にされた場合には、当該投書に記載された当該特定人の意見や思想、最高裁判所に対する要望等の内容が明らかになり、又はこれらを推知されることから、当該特定人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることはできない。

また、本件不開示部分のうち、特定の団体から提出された投書に係る記載に関しては、その記載内容及び当該投書の性格を踏まえて検討するならば、これらが公にされた場合には、当該団体が最高裁判所に対してした意見表明や要望等の内容が明らかとなり、あるいはこれらを推知させることになるため、公にすることにより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たるといえ、法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断において、苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示としたことについては、本件不開示部分が法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 平成28年6月3日付け最高裁総一第689号総務局長通知「新型インフルエンザ等対応業務継続計画について」
- 2 令和2年2月3日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」
- 3 令和2年2月18日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」
- 4 令和2年2月26日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「裁判所における新型コロナウイルス感染症への当面の対応について」
- 5 令和2年2月28日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」
- 6 令和2年3月6日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」
- 7 供覧票（文書番号が「最高裁総一第147号」のもの）
- 8 供覧票（文書番号が「最高裁家二第512号」のもの）
- 9 供覧票（文書番号が「最高裁家二第516号」のもの）
- 10 供覧票（文書番号が「最高裁家二第595号」のもの）
- 11 供覧票（文書番号が「最高裁家二第596号」のもの）
- 12 陳情投書処理カード（秘投第11027号）
- 13 陳情投書処理カード（秘投第20088号）
- 14 陳情投書処理カード（秘投第20089号）
- 15 陳情投書処理カード（秘投第20214号）